

3 果てしない紛争

一通の手紙

昭和三十四年の真夏、社長に就任してから二月あまりしかたっていない白浪浩のところへ、一通の書留郵便が届けられた。

この手紙は、八月十二日に豊島区（東京都）の落合長崎郵便局で受け付けた内容証明郵便で、発信人の名前は松本三郎である。その内容は、「貴社は最近ニコンDという一眼レフを発売しましたが、現品をくわしく調べましたところ、反射鏡駆動装置の構造が、すでに私が取得している実用新案登録第四八二九五六号の構造と類似しており、明らかにこの実用新案権に抵触している」という趣旨のものであった。この手紙はさらに、ニコンDの生産・販売を即時中止することを要求するとともに、すでに生産されたニコンDの製造数量・販売高およびその販

売先について詳細に報告することも求めていた。いわゆるパテント侵害についての「警告状」というものであった。

ニコンDの好評にホッとしていた新社長にとっては、あるいは降ってわいたような事件であったかもしれない。警告状は、八月二十三日までに「誠意ある回答」を要求している。さっそく関係者を集めて、善後策の協議がはじめられた。

謝罪します

問題の実用新案権は、まえにも紹介しておいたが、旭光学が「アサヒフレックスII B型」を発売する直前に、最初の特許として出願した考案だが、拒絶の査定を受けたために、あらためて実用新案登録として出願し、昭和三十三年四月九日付で公告された「単眼レフレックスカメラの反射鏡駆動装置」である。考案者は吉田信行、出願人は松本三郎であった。

新製品を開発する場合は、関連のありそうな他社の特許や実用新案登録のすべてについて、その内容を徹底的に調査するのがつねである。しかし、この場合は、いささか手ぬかりがあったように思われる。警告状をうけてから、実用新案登録第四八二九五六号に抵触している事実

があるかどうかをあらためて調査してみると、そのおそれがあることが判明した。しかし、なおくわしい調査を進める必要がある。

回答の期限も迫ってきたので、八月二十日にはとりあえず被告人の代理人（弁理士）に対して、催告状に指摘されているような事実があるとすればまことに遺憾であるから、慎重に調査中であるので、回答の期限を八月末日まで延期してほしいという旨の丁寧な挨拶状が送られた。さらにその翌々日には、白浜は常務の森を同行して、挨拶のために旭光学を訪問している。穏やかな性格の白浜としては、なるべくことを完立させることなく、円満に解決したいという希望をもっていたのであろう。

両社のあいだで、具体的な話し合いがはじまったのは、九月にはいってからである。三日には、解決方法の協議のために、森と設計部長の鈴木が旭光学を訪問した。この日の協議の席上、旭光学の側から、いくつかの解決条件が提示された。その条件のなかに、「謝罪広告」を出せという一項が含まれていた。旭光学としては、この際一本とっておきたいという気持ちがあったのであろう。しかし、この要求が、問題の解決をこじらせる主要な原因となってしまうたのではないかと思われる。

九月十六日に行なわれた両社の協議には、旭光学が作成した謝罪広告の案文と、これを掲載

すべき新聞および雑誌の名が提案された。掲載紙としては、有力日刊紙三紙のほか、主要な業界新聞および写真雑誌があげられており、謝罪広告の案文のなかには、「謝罪します」ということばが含まれていた。

「謝罪します」という一語は、自尊心の強い旭光学の経営者にとって、まことに耐え難いものであったと思われる。このころを境にして、問題の解決に対する旭光学の態度は一変した。話し合いによる解決の方法は放棄されて、真向からの闘争が準備されはじめたのである。

九月三十日、半月ぶりの協議が行なわれた。旭光学側は、依然として謝罪広告の件を撤回しようとはしなかったが、両社間の技術交流などについて、新しい提案を行なった。しかし、この提案に対する旭光学側の反応は、きわめてあいまいなものであった。

十月三日、業を煮やした旭光学は、五日までの期限つきで回答を要求し、期限までに回答を得られない場合は法的措置をとるであろうと警告した。しかし、このような強硬な態度も、ついに効を奏しはしなかった。なぜなら、すでに旭光学は、闘争を開始していたのである。

その火の手は、特許庁長官に対して旭光学が行なった「第四八二九五号実用新案登録無効審判事件」の審判請求から上がった。審判請求書の目付は、旭光学が強度態度を表明したと

同日の、昭和三十四年十月三日だったのである。

東京光学の考案

實用新案登録第四八二九五六号を無効だとする日本光学の主張は、いったい何を根拠にしたのだろうか。

旭光学との話し合いを続ける一方、日本光学では、弁理士に依頼して、この實用新案の内容と出願公告に至るまでの経過について、詳細な調査を行なっていた。ところが、そのなかに、きわめて注目すべきいきさつが存在していることが判明したのである。

問題は、最初は特許として出願されたこの考案が、なぜ「拒絶」の査定をうけることになったかということにあった。調査の結果明らかになったことは、「實用新案公報」に昭和二十七年六月二十三日付で公告された、東京光学機械株式会社の「一眼レフカメラにおける反射鏡とシャッターとの聯動作動装置」と同一考案であると判定されたことが、審査官による拒絶査定根拠となったという点である。

それでは、東京光学の考案は、どのような内容のものであったらうか。前記の公報によれば、東京光学が出願したこの考案は、「従来の一眼レフカメラの最大の欠点を凡て解決する実用上大なる効果がある」とされ、その利点として、次の三項目をあげている（原文のまま、句読点および傍点は著者）。

(1) 反射鏡はシャッター駆動部と聯動作動し、撮影前に発案により自動的に跳上げられ、撮影後再び旧位置に自動的に復帰するから、シャッターボタンは軽く動き、カメラに振動を生やさない。

(2) 反射鏡の跳上げは手動式よりも迅速にして時間的にずれなく、両手にカメラを保持した儘で自動的に跳上げがなされるから、ピント外れの生ずる事なく、撮影に失敗する惧がない。

(3) 反射鏡は、シャッター駆動部と関連作動するため、スローシャッターの場合、露出中にシャッターボタンを離しても、露出終了迄反射鏡が下りる惧がない。

第一項を読んでも、迅速ということばは用いられてはいないが、これはまさにダイヤフラム・システムそのものである。

では、なぜ拒絶の査定をうけた特許願とほとんど変わらない内容の考案が、實用新案として登録されることになったのであろうか。

て、水掛け論にもなりかねないのである。審判請求をうけた特許庁では、長官が指定した三人または五人の審判官が合議のうえ審決を下さすことになっているのだから、最終的には彼らの判断にまかせればよいようなものだが、当局としても簡単に処理できない事情もあったのではないかと思われる。

なにしろ出訴者双方とも、貴重なドルをかせいでいた輸出産業の一翼を担っているカメラ工業の代表的メーカーであるうえに、弁理士界の大物まで登場している。そのうえ、日本光学館が主張していたように、旭光学の出願をパスさせた審査官に「重大な誤審」があったかもしれないのである。無効審判の請求は、まさにこの急所を突いていたのであった。

しかし、旭光学の出願した実用新案がすでに公告され登録されていたことは事実であり、これによって取得した権利を行使することは当然であった。それにしても、慎重なはずの日本光学が、一顧レフの設計にあたって、他社の出願内容を必ずしも周到に検討して万全を期さなかったとみられることは、いったいどうした理由によるものであろうか。

かくして、両社の主張は平行線をたどりながら、そのはげしい争いはいつ果てることもなく続けられることになった。

紛争のクライマックス

この問題が発生すると、日本光学では、さっそくニコンDの反射鏡駆動装置の設計変更に関する手続が、問題の解決がどういうことになっていくか、まったく予断ができない状況だったの

で、旭光学の考案に抵触しない構造にしようというわけである。そこで案出されたのが、この考案では反射鏡の跳ね上げ用と復帰用とに別々のバネを使用することになっているのに対し、単一のバネで兼用するようにした新構造である。十月十五日に発行された試作命令書にもとづいてつくられた一〇台分の試作品は、テストの結果が良好であった。そこで、その後のニコンDには、すべてこの新構造が採用されることになった。

昭和三十五年を迎えても、審判請求をめぐる紛争は続いた。いやむしろ、事態はいっそう深刻の度を加えたといってもよい。旭光学がついに、この問題を法廷に持ち込んだからである。同社は、二月二十五日付の「実用新案権侵害禁止等請求事件」に関する訴状を、東京地方裁判所民事部に提出した。

この訴状の内容は、ニコンDの製造・販売および頒布を禁止し、五百万円を支払えというも

のである。五百万円という金額は、ニコソフはすでに一万台生産されており、日本光学がこれによって得た利益はすなわち旭光学がこうむった損害となるのであるから、損害額のうち一台について五百円を請求するという根拠から算出されたものである。

旭光学はこの訴状のなかで、まえまえからカメラ関係者が要望していた反射鏡の自動復元装置（タイツクリタリオン・システム）が、実用新案登録第四八二九五六号の考案によって、初めて技術的に無理なく実際に応用できるようになったことを述べ、このシステムを採用したカメラとして世界で最初に発売されたのがアサヒフレックスであることを強調している。また、昭和三十四年八月十二日付の催告状に対して権利侵害の事実を認めて謝罪してきたにもかかわらず、日本光学が依然として生産を継続しているのは不当であると訴えた。

この年の九月七日、旭光学は「調査更の中立」を行なって、新しい要求を追加することを申請した。要求の内容は、ニコソフの製品および半製品から問題になっている反射鏡の完全自動同時復元機構部分を廃棄し、この部分の製作に使用した設備を除去せよというものであった。

このようにきびしさを増した要求を、すでに正面からの闘争にはいっている日本光学が受けいれるわけがない。当事者双方の弁護士たちは、それぞれの立場を有利にみちびくために、訴訟の技倆を駆使した。そのうちに、裁判沙汰はどうとう海外にまで飛び火をしてみました。未

国特許が認められたのを機会に、旭光学が日本光学を相手に提訴したというニュースが伝えられたのである。

かくて、紛争のゆくえはいつ果てるともなく続くようにすら思えた。

歓迎すべき結末

紛争がライマックスに達したのは、いわゆるナベ底景気の不況から回復して、日本経済が三年続きの好況を迎えた期間である。しかし、国際収支の改善ということが、依然として至上命令として与えられていた時代である。そのような時期に、輸出産業であるカメラ工業を代表している大メーカー同士がいつまでも紛争を続けているということは、けっして好ましいことではなかった。せっかく迎えた好況が三年でストップすることになってしまったのも、国際収支の赤字によるものである。心ある人々は、この紛争の結果を、特許庁や裁判所まかせにしておいてよいものであろうか、とその成り行きを憂慮しはじめていた。

もともとこの種の紛争は、当事者だけでは容易に解決の糸口を見いだし難い場合が少なくない。しかるべき第三者が、時の氏神としてあっせんし乗り出すことも必要であった。この紛争

についても、見るに見かねた業界の第三者が、両社の仲に入って話をつけようと努力した。北野邦雄もそのひとりである。コバル社長の笠井正人からの依頼をうけた彼は、まず日本光学に社長の白浜を訪ねて説得につとめた。しかし、円満な解決に向かっていた前線は感觸は得られなかった。

しかし、前後の事情を調べてみると、当事者双方とも、内心では紛争の早期解決を希望していたと思われるがある。私たちの耳にも、強硬論者はごく少数で、平和な解決を希望している人が少なくないというような情報も伝えられてきた。旭光学側がひそかに和解のほたらきかけをしているといううわさが流れたり、日本光学の一部には、審判の成り行きに不安を抱いている人もいるという話などが伝わった。

このように、解決への明るい兆しがまったくないわけではなかったにしても、現実にはそう簡単にはまいらない事情があった。少数ではあったにしても、強硬派の主張は無視できなかったし、両社の経営風土のちがいでいうものも作用した。集団合議制のような日本光学の経営陣と、社長のワンマン経営といわれていた旭光学とは、意思決定のプロセスとその速度にかなりの相違があったはずである。

ついに紛争は、一年半を経過して、昭和三十六年を迎えてしまった。しかし、審理も審判も、まだ最終段階に到達していなかった。結局、この紛争の幕は、特許庁や裁判所の結論が出されないままに、和解の成立というかたちで降ろされることになるのである。

監督官庁としても、この紛争をいつまでも傍観しているわけにはいかない。いろいろと根回しもあったすえ、通産省の産業機械課長のあせんに、昭和三十六年三月二十五日、ついに和解が成立した。この日、両社のあいだに和解契約書が取り交わされたが、その内容は、約束によって公表されなかった。当時、民間したところでは、旭光学は問題の実用新案権および米國特許を日本光学が使用することを認め、日本光学はそれとは関係なくある金額を旭光学に對して支払うというものであったといわれる。

和解の成立とともに、両社が提出していた審判請求や訴えは、すべて取り下げられた。かくして、アイアタリターン・システムをめぐる長期の紛争は終わった。それは当事者双方にとっではかりでなく、国際収支の改善を急務としていた日本経済のカメラ産業全体にとっても、まことに歓迎すべき結末であった。